

## 付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

### ①分科会の担当割り振りについて

付託された議案1案及び認定10件は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

### ②審査等の日程について

- ・9月13日（水） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。また、決算の概要について執行部から、決算審査意見書について代表監査委員から、それぞれ説明を受ける。また、所管事務調査として、令和6年度予算編成について執行部から報告を受ける。
- ・9月25日（月） 総務分科会で質疑を行う。
- ・9月26日（火） 健康福祉分科会で質疑を行う。
- ・9月27日（水） 健康福祉分科会及び市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・9月28日（木） 建設分科会で質疑を行う。
- ・9月29日（金） 文教分科会で質疑を行う。
- ・10月3日（火） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、10月4日（水）・5日（木）の全体会の議事を確認する。
- ・10月4日（水） 午前10時、全体会で質疑を行う。
- ・10月5日（木） 午後1時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（9月21日（木）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、10月2日（月）の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

### ③全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号及び認定第1号から第10号までの議案1案及び認定10件を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。

- ・時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。
- ・質疑者は、1 会派 1 人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、10 月 3 日（火）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、10 月 3 日（火）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、10 月 3 日（火）の午後 1 時までに委員長の許可をとる。

#### ④討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、別紙（討論・採決順序表）のとおりとする。
- ・討論の方法は、1 会派 1 人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

#### ⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・9 月 13 日（水）の全体会の出席理事者については、決算の概要について及び令和 6 年度予算編成については企画財政部長、財政課長及び財政課長補佐とし、決算審査意見書については代表監査委員、監査委員事務局長及び監査委員事務局次長とする。
- ・10 月 4 日（水）の質疑を行う全体会及び 10 月 5 日（木）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、それぞれ本会議出席者とする。

#### ⑥修正案等について

- ・議案第 1 号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う 10 月 4 日（水）の午後 5 時、あるいは、全体会の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、全体会散会后 1 時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、10 月 5 日（木）の討論・採決の日の午前 9 時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。